

十津川村有料広告掲載及び配布の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、十津川村（以下「村」という。）が掲載及び配布する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定め、併せて、適切な村政情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載等することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 村報とつかわ
- (2) 自治体放送（村が自主放送している有線テレビジョン放送）
- (3) パンフレット、チラシその他広告媒体となりえると村長が認めるもの（以下「その他の広告媒体」という。）

(広告の範囲)

第3条 掲載等できる広告は、村民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 村の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 村民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと村長が認めるもの

(広告掲載者等の資格)

第4条 広告の掲載等を行うことができるものは、県内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の掲載等順序)

第5条 広告の掲載等順序は、受付順とする。ただし、村長が認める広告については、その限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第6条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第1、別表第2又は別表第3に定めるとおりとする。

(広告掲載等の募集)

第7条 村長は、村報とつかわ等により広告掲載等希望者を募集するものとする。

(広告掲載等の申込み)

第8条 広告の掲載等を希望する者(以下「申込者」という。)は、十津川村広告掲載等申込書(様式第1号)に、掲載等を希望する広告の原稿等を添えて、村長に申し込むものとする。ただし、申込み後の変更を認めないものとする。

(広告掲載等の決定)

第9条 村長は、前条の十津川村広告掲載等申込書を受理したときは、速やかに掲載等の可否を決定し、申込者に広告掲載等決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載等決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 広告掲載等の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載等を行う広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料等の納付)

第10条 広告掲載料等は、掲載等の決定後村長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第 1 1 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料等の返還)

第 1 2 条 村長は、広告掲載等が決定した後は、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載等ができなかったときは、広告掲載料等を返還するものとする。

(広告掲載等の取消し)

第 1 3 条 村長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載等の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。

(2) 虚偽の申込みによって掲載等の決定を受けたとき。

(3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。

(4) 村長が指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。

(5) 広告掲載料等を指定する期日までに納入しなかったとき。

(6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。

(7) その他広告掲載等に支障があると村長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、村長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載等の取下げ)

第 1 4 条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載等の取下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料等は返還しない。

(広告掲載及び配布審査委員会)

第 1 5 条 広告掲載の適正な運営を図るため、広告掲載及び配布審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。

3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月22日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

	村報とつかわ	その他の広告媒体
掲載位置	村が指定するページ	当該広告媒体ごとにその都度別に定める。この場合において、掲載料金については、広告媒体の作成費用、広告募集に要する経費、類似広告の料金等を勘案し決定する。
規格	1 枠 縦 5 0 mm 以内 横 1 1 0 mm 以内 ※原稿は各自作成	
掲載期間	1 号を単位	
掲載募集枠	全 3 枠	
掲載料金	1 枠 裏面 5 , 0 0 0 円	
	1 枠 内側 3 , 0 0 0 円	

別表第 2 (第 6 条関係)

有料広告形態	時 間	掲載期間	放 送 料
自治体放送 (文字放送)	3 0 秒以内	1 週間	1 , 0 0 0 円
		1 ヶ月	3 , 0 0 0 円

別表第 3 (第 6 条関係)

有料広告形態	規格	配布料金	仕分料金
村内各戸配布	A 4 サイズ 1 枚 (両面可)	5 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
村内回覧	A 4 サイズ 1 枚 (両面可)	3 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円

別表第 4 (第 1 5 条関係)

委 員 長	総務課長
副委員長	総務課企画グループ指導主事
委 員	財政課長

	住民課長 産業課長 教育課長 総務課総務・防災グループ指導主事 産業課観光グループ課長補佐
--	---